

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日の発行日  
とする)

## 目 次

◇調達公告 一般競争入札の実施(管理課)  
公募型指名競争入札の実施(二件)(シ)

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年12月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 1 工事の概要

- (1) 工事名 中部定住文化センター及び梨博物館(仮称)新築工事(建築)
- (2) 工事場所 倉吉市駄経寺町ほか
- (3) 工事内容

ア 敷地面積 42,000㎡

イ 主要用途 劇場、研修所及び博物館

ウ 構造

(ア) 劇場 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

地下1階地上4階建

(イ) アトリウム 鉄筋コンクリート造及び木造(一部鉄骨造) 地上2階建

(ウ) 梨博物館 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上2階建ベントハウス付

エ 面積 建築面積 約12,143㎡

延べ床面積 約20,400㎡

(4) 工期 平成10年3月から平成12年9月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1)から(4)までに掲げる事項をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。

イ 共同企業体の構成員は、4名とする。

ウ 共同企業体の代表者は、施工能力が最も大きい者とする。

エ 各構成員の出資比率は、15パーセント以上とする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること  
ができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(建築一式工事)の許可を受けていること。

ウ 平成9年6月鳥取県告示第445号(建設工事に係る調達契約の一般競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づき一般建築工事に係る一般競争入

<p>札参加資格を有し、又は平成10年2月10日(火)までに有する見込みがあること。</p> <p>エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間に係る直近の営業年度の終了の日を審査基準日とするものに限る。以下同じ。)の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>オ 平成9年12月16日(火)から平成10年2月10日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が1,900点以上であること。</p> <p>イ 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡しが行われている鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、1,000席以上の客席を有し、かつ、延べ床面積15,000平方メートル以上の劇場(劇場を持つ複合用途施設を含む。)の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>(ア) 昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(イ) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>(ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建築施工管理(一般)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格</p>	<p>建築士法第4条の規定による一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理の検定の合格証明書の交付を受けている者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>(5) 資格に関する問合せ先 〒680-70 (680-8570) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 電話 0857-26-7347</p> <p>3 入札説明書等 この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。</p> <p>(1) 交付期間及び時間 平成9年12月16日(火)から平成10年1月9日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 交付場所 2の(5)に同じ。</p> <p>(3) 設計図書の入手法 2の(5)に問い合わせること。</p> <p>4 資格の確認 この入札に参加を希望する者は、次により、共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間及び時間 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 提出場所 鳥取市東町一丁目220</p>
---	---

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）

5 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便（親展扱とすること。）に限る。）とする。

(2) 入札執行の日時

平成10年2月10日（火）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成10年2月9日（月）午後5時までとする。）

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁講堂（本庁舎1階）

(4) 郵送による入札書の提出先

2の（5）に同じ。

(5) 入札保証金  
免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

鳥取県建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。

6 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

7 契約担当部局

<p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部建築課管理係 電話 0857-26-7389</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 関連情報を入手するための照会窓口 2の(5)に同じ。</p> <p>(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p> <p>(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は行わない。</p> <p>(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。</p> <p>9 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract:Construction work of the ChubuTeiyu Banka center and Nashi museum</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM 9, January, 1998</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:1:30PM 10, February, 1998 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00PM 9, February, 1998)</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available:Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1-220 Higasi-machi Tottori city 680-70(680-8570) Japan, TEL 0857-26-7347</p>	<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 中部定住文化センター及び梨博物館(仮称)新築工事(電気設備)</p> <p>(2) 工事場所 倉吉市駄経寺町ほか</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、鳥取県中部地域の振興の核となる中部定住文化センターと梨博物館の電気設備工事であり、これらの施設は交流、情報発信及び博物館の機能を有するものである。</p> <p>イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、機械設備工事、舞台設備工事、昇降機設備工事等と協調を図り実施する必要がある。</p> <p>(4) 電気設備の概要</p> <p>電灯設備 一般電灯設備、非常照明設備、コンセント設備 動力設備 一般動力設備、非常動力設備、舞台照明設備 受変電設備 配電盤形式(3相6.6KV設備容量5,500KVA) 静止形電源設備 非常照明・操作用(400AH/10HR、5セル) 自家発電設備 非常用(ガスタービン3相6.6KV1,000KVA) 避雷設備 突針及び棒上げ導体 構内交換設備 構内交換機、電話機(多機能、一般及びビブコトリス電話) 弱電設備 時計設備、拡声設備、表示設備、テレビ共同受信設備 防災設備 火災報知設備、防火扉制御設備、誘導灯設備 中央監視装置 受変電監視制御装置、防災監視装置 構内配電線路 構内配電・通信線路設備</p> <p>(5) 工期 平成10年3月から平成12年9月30日まで</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による</p>
<p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年12月16日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	

共同施工とする。

- イ 共同企業体は、(2)のアの資格を満たす県外に本店を有する者1名と(2)のイの資格を満たす県内に本店を有する者2名による自主結成とする。
- ウ 各構成員の出資比率は、25パーセント以上とする。
- エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
- オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員の資格

- ア 県外に本店を有する者
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ロ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(電気工事)の許可を受けていること。
  - ハ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち電気工事に係るものを有すること。
  - ニ 平成9年12月16日(火)から平成10年2月10日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - ホ 中国地方に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
  - ヘ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における電気工事の総合評点が1,300点以上であること。
  - ヘ 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積8,000平方メートル以上の電気工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。
- ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パー

セント以上のものに限る。

- ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
    - a 昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。
    - b 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
    - c 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する電気工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。
  - エ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に於いて関連を有する者でないこと。
  - イ 県内の本店を有する者
  - ロ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ハ 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(電気工事)の許可を受けていること。
  - ニ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。
  - ヘ 平成9年12月16日(火)から平成10年2月10日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - ホ 建設業法施行令第27条の3に規定する電気工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者を、本件工事に専任で配置できること。
  - ヘ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に於いて関連を有する者でないこと。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- (1) 技術資料作成要領の交付
  - ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。
  - ア 交付期間及び時間
  - 平成9年12月16日(火)から平成10年1月5日(月)までの日(日曜日、土曜

日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しな

い。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年12月16日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 工事の概要

(1) 工事名 中部定住文化センター及び梨博物館（仮称）新築工事（機械設備）  
(2) 工事場所 倉吉市駄経寺町ほか

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県中部地域の振興の核となる中部定住文化センターと梨博物館の機械設備工事であり、これらの施設は交流、情報発信及び博物館の機能を有するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、舞台設備工事、昇降機設備工事等と協調を図り実施する必要がある。

(4) 機械設備の概要

空調調和設備 中央式（灯油だき冷温水発生機・単一ダクト方式）  
個別式（空冷ヒートポンプエアコン・空調換気扇）

冷暖房設備 床暖房（温水式：アトリウム用）  
換気設備 第1種換気（厨房、機械室）、第3種換気（便所等）

自動制御設備 中央監視盤（電気式、電子式）  
衛生器具設備 節水型大小便器

給水設備 上水道（市水道）、雑用水（地下水：便所、空調機）  
排水設備 公共下水（建物内分流、屋外合流方式）

ガス・給湯設備 液化石油ガス、局所式（電気温水器、ガス湯沸器）

<p>消火設備 スプリンクラー設備、屋内散水栓設備(一部) その他の設備 機械排煙設備、融雪装置(アトリウム用)、厨房機器</p> <p>(5) 工期 平成10年3月から平成12年9月30日まで</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、(2)のアの資格を満たす県外に本店を有する者1名と(2)のイの資格を満たす県内に本店を有する者2名による自主結成とする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、25パーセント以上とする。</p> <p>エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることできない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員の資格</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(管工事)の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。</p> <p>(エ) 平成9年12月16日(火)から平成10年2月10日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p>	<p>(ホ) 中国地方に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(カ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における管工事の総合評点が1,300点以上であること。</p> <p>(キ) 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積8,000平方メートル以上の管工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>(ク) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>  a 昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>  b 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>  c 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する管工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(ケ) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面上において関連を有する者でないこと。</p> <p>イ 県内の本店を有する者</p> <p>(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(管工事)の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>(エ) 平成9年12月16日(火)から平成10年2月10日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(ホ) 建設業法施行令第27条の3に規定する管工事施工管理(一級)の検定の合格</p>
---	---

<p>証明書の交付を受けている者を、本件工事に専任で配置できること。</p> <p>(4) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成9年12月16日(火)から平成10年1月5日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日及び平成10年1月2日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間</p> <p>(1)のアに同じ。</p> <p>イ 提出場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県庁第1会議室(本庁舎地下1階)</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
---	--